

# 母子・父子及び寡婦の福祉

1. 児童扶養手当
2. 交通災害等遺児年金
3. 自立支援教育訓練給付金事業
4. 高等職業訓練促進給付金事業
5. 母子父子家庭・寡婦のための貸付制度
6. 寡婦福祉住宅
7. 女性相談員・母子父子自立支援員とひとり親家庭福祉推進員
8. 母子家庭等就業・自立支援センターの設置
9. 母子福祉団体の育成
10. ひとり親家庭等日常生活支援事業
11. 母子家庭の推移
12. 父子家庭の推移

# 母子・父子及び寡婦の福祉

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）に基づき、母子、父子家庭及び寡婦の福祉の推進を図るための援護対策を推進する。

母子家庭、父子家庭、独居寡婦数

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

	母子家庭	父子家庭	独居寡婦数
世帯数	3,201 世帯	198 世帯	78 世帯

※独居寡婦については、令和 5 年度滋賀県母子家庭等生活実態調査推計世帯数によるもの

令和 5 年度ひとり親家庭相談件数（母子父子自立支援員対応分）

内 容	生活一般	児童	生活援護	その他	計
件 数	252 件	15 件	1,222 件	0 件	1,489 件

## 1. 児童扶養手当(昭和 37 年 1 月 1 日実施)

児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238）に基づき、父又は母と生計を同じくしていない 18 歳に達する日の年度末までの児童を監護又は養育している母又は父並びに養育者に対し、児童の心身の健やかな成長に寄与するため手当を支給。（法改正により、平成 22 年 8 月分から父子家庭に対して児童扶養手当を支給）

児童扶養手当受給世帯状況

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

母子家庭等	死 別	離 婚	遺 棄	夫障害	未婚の母	その他	計
児童扶養手当受給者	10	1,603	7	8	259	81	1,968

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

父子家庭	死 別	離 婚	遺 棄	妻障害	未婚の父	その他	計
児童扶養手当受給者	1	58	0	1	3	1	64

（令和 6 年 4 月 1 日現在）

ひとり親家庭	死 別	離 婚	遺 棄	配偶者障害	未 婚	その他	計
児童扶養手当受給者	11	1,661	7	9	262	82	2,032

## 2. 交通災害等遺児年金(事業開始 昭和 44 年 4 月)

交通災害等で保護者を失った義務教育修了前のもの（遺児）の健全な育成と福祉の増進を図ることを目的に、遺児を養育している者に対し、交通災害等遺児年金を支給している。

支給額 児童 1 人につき 月額 3,000 円

支給月 9 月、3 月にそれぞれの月分までの 6 か月分を支給

支給状況 (令和5年度)

	児童数(人)	支給金額(円)
9月支給	12	216,000
3月支給	12	216,000
計	24	432,000

### 3. 自立支援教育訓練給付金事業(事業開始 平成15年12月1日)

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な資格を取得できると認められた講座を受講する場合、入学料及び受講料の60%にあたる額を給付する。(事前相談が必要)

令和5年度支給実績 8件 646,863円

### 4. 高等職業訓練促進給付金事業(事業開始 平成16年4月1日)

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するため、半年以上、養成機関に通う場合の通学期間の全期間(上限4年間)に訓練促進給付金を支給する。修業開始年度、市民税の課税の有無により、支給額及び支給期間の上限は異なる。

訓練促進給付金月額 100,000円(市民税課税世帯は70,500円)(最終学年は40,000円上乘せ)  
 令和5年度実績 (支給件数) 17件  
 (支給延月数) 159か月  
 (支給額) 18,547,000円

修了支援給付金 50,000円(市民税課税世帯は25,000円)  
 令和4年度実績 (支給件数) 6件  
 (支給額) 200,000円

総支給額 18,747,000円

### 5. 母子父子家庭・寡婦のための貸付制度

貸付状況 (令和5年度) (単位:円)

資金名	件数	貸付金額	
母子父子寡婦福祉資金	事業開始	—	
	事業継続	—	
	修学	48	34,003,800
	技能習得	2	836,000
	修業	—	—
	就職支度	—	—
	生活	—	—
	医療介護	—	—
	住宅	—	—
	転宅	2	330,000
	就学支度	14	5,935,000
	結婚	—	—
	計	66	41,104,800

## 6. 寡婦福祉住宅(事業開始 昭和 52 年 12 月)

独居寡婦の援護対策として寡婦福祉住宅やすらぎ苑を設置、入居者が自立生活を営んでいる。  
(7 戸)

	やすらぎ苑
場 所	大津市本丸町 6-25
建 設 年 月	昭和 52 年 12 月
敷 地 面 積	338.64 m <sup>2</sup>
建 物 構 造	木造 2 階建集合住宅 7 戸
建 築 床 面 積	166.32 m <sup>2</sup>
1 戸 当 り 間 取 り	6 畳・3 畳・キッチン・バス・トイレ
家 賃 月 額	9,000 円

## 7. 女性相談員・母子父子自立支援員とひとり親家庭福祉推進員

- (1) 女性相談員 2 人は母子家庭のみに限らず、DV 相談など困難な問題を抱える女性の幅広い相談に応じている。また、母子父子自立支援員の 2 人は、母子家庭等及び寡婦からの生活一般の相談に応じ情報提供、支援、援助の業務を行っている。
- (2) ひとり親家庭福祉推進員 54 名（令和 5 年度）は大津市からの委嘱を受けて、母子父子自立支援員の協力機関として、各地域に住んでいる母子・父子家庭や寡婦からの相談に当たっている。

## 8. 母子家庭等就業・自立支援センターの設置

ひとり親家庭等の方が収入面・雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できるように母子家庭等就業・自立支援センターを設置している。就業支援員が職業安定所と連携を図りながら就労相談、就業支援講習会（簿記講座、パソコン講座等）、法律に関する問題対応のため弁護士・司法書士による特別相談を行っている。

また、養育費確保に向けた支援や離婚前の相談にも対応している。

## 9. 母子福祉団体の育成

母子・寡婦の生活安定と福祉の増進を図るため大津市母子福祉のぞみ会が組織されており、この団体の育成に努め助成している。

主な事業は母子・寡婦福祉大会、ふれあい広場、クリスマスのつどい、一年生おめでとうのつどい等であり、最近はひとり親家庭向けに、フードパントリー活動なども積極的に行っている。

## 10. ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方が、就職活動や病気などの理由で一時的に生活支援、保育等のサービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣している。

## 11. 母子家庭の推移(原因別)

(世帯)

	死別	離婚	遺棄	夫障害	未婚の母	その他	計
令和2年 (R2.4.1現在)	210 (6.2%)	2,721 (79.8%)	14 (0.4%)	10 (0.3%)	427 (12.5%)	28 (0.8%)	3,410 (100%)
令和3年 (R3.4.1現在)	218 (6.4%)	2,727 (80.2%)	10 (0.3%)	9 (0.3%)	351 (10.3%)	87 (2.5%)	3,402 (100%)
令和4年 (R4.4.1現在)	206 (6.3%)	2,608 (79.6%)	9 (0.3%)	11 (0.3%)	349 (10.6%)	94 (2.9%)	3,277 (100%)
令和5年 (R5.4.1現在)	204 (6.3%)	2,571 (79.4%)	9 (0.2%)	12 (0.4%)	352 (10.9%)	90 (2.8%)	3,238 (100%)
令和6年 (R6.4.1現在)	198 (6.2%)	2,531 (79%)	10 (0.3%)	14 (0.4%)	355 (11.1%)	93 (3%)	3,201 (100%)

## 12. 父子家庭の推移(原因別)

(世帯)

	死別	離婚	遺棄	妻障害	未婚の父	その他	計
令和2年 (R2.4.1現在)	40 (15.6%)	206 (80.5%)	1 (0.4%)	1 (0.4%)	8 (3.1%)	0 (0%)	256 (100%)
令和3年 (R3.4.1現在)	31 (13.5%)	191 (83.1%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	6 (2.6%)	1 (0.4%)	230 (100%)
令和4年 (R4.4.1現在)	30 (13.2%)	191 (83.8%)	0 (0%)	1 (0.4%)	5 (2.2%)	1 (0.4%)	228 (100%)
令和5年 (R5.4.1現在)	32 (15.0%)	175 (82.2%)	0 (0%)	1 (0.5%)	4 (1.8%)	1 (0.5%)	213 (100%)
令和6年 (R6.4.1現在)	31 (15.7%)	162 (81.8%)	0 (0%)	1 (0.5%)	3 (1.5%)	1 (0.5%)	198 (100%)

# 児 童 の 福 祉

1. 大津市保育施設概要
2. 保育所・認定こども園年齢別児童数
3. 保育所・認定こども園入所人員推移
4. 保育所等保育料表
5. 保育料の軽減
6. 民間保育施設に対する助成
7. 母子生活支援施設
8. 児 童 手 当
9. 障害児保育の実施状況
10. 家庭児童相談事業
11. 助 産 制 度
12. 放課後児童健全育成事業
13. 児童遊園地の整備
14. 児 童 館
15. ファミリーサポートセンター
16. 子育て総合支援センター ゆめっこ
17. 木戸つどいの広場 にじっこ
18. 東部つどいの広場 きらきらひろば
19. 中南部つどいの広場 ほっぺ
20. 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業

# 児 童 の 福 祉

## 1. 大津市保育施設概要

### (1) 保育所

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
比 良	南比良585-1 592-1186	大津市 S48.4.1	120	3,610 1,053
和 邇	和邇中172-1 594-0063	大津市 S29.4.1	120	3,322 1,440
伊 香 立	伊香立下龍華町566 598-2294	大津市 S48.4.1	60	5,111 782
堅 田	本堅田四丁目26-1 572-1570	大津市 S26.4.1	150	3,063 1,249
天 神 山	本堅田六丁目3-1 572-0249	大津市 S25.4.1	100	3,357 938
唐 崎	際川三丁目37-1 525-3844	大津市 S50.4.1	100	2,681 705
皇 子 が 丘	皇子が丘一丁目20-20 525-6092	大津市 S51.7.1	120	2,030 994
逢 坂	音羽台6-20 522-8485	大津市 S40.7.1	70	1,426 672
朝 日 が 丘	朝日が丘一丁目23-33 525-1470	大津市 S49.4.1	140	2,986 1,242
膳 所	昭和町17-32 524-0888	大津市 S50.4.1	140	2,041 903
晴 嵐	光が丘町5-10 534-0707	大津市 S47.4.1	140	3,184 1,149
大 平	大平二丁目33-22 534-1750	大津市 S49.4.1	140	2,181 1,146
瀬 田 南	三大寺1-3 547-4222	大津市 H26.4.1	60	5,102 1,450
公 立 計			1,460	

※葛川保育園については休園中である。

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
真野	向陽町4-2 574-3268	(社福)榮福社会 H6.4.1	90	1,500 528
ほっぺるランド堅田	今堅田二丁目37-15 526-5207	(株)テノ. コーポレーション H29.4.1	70	659 435
堅田くじら	堅田一丁目7-18 548-8288	(社福)くじら H30.4.1	60	989 537
せんだん	仰木の里東二丁目2-5 573-2828	(社福)せんだん二葉会 H13.4.1	140	2,500 1,303
京進のほいくえん HOPPA衣川湖岸緑地	衣川一丁目39-4 548-7563	(株)HOPPA R2.4.1	90	922 516
第二星の子	雄琴一丁目9-22 579-3922	(社福)大津せんだん会 S60.4.1	50	712 749
専称寺	坂本八丁目31-46 578-0336	(社福)一向山福社会 S30.4.1	140	3,131 1,012
比叡山坂本 (専称寺保育園分園)	坂本三丁目18-45 577-4880	(社福)一向山福社会 H14.4.1	29	112 185
たけのこ	下阪本四丁目21-9 514-8727	(社福)まほろば H27.6.1	90	749 654
真愛	坂本二丁目12-45 578-0346	(社福)真愛会 S42.4.1	120	1,995 1,138
風の子	穴太二丁目21-15 579-4491	(社福)穴太福社会 S49.4.1	150	(本園) 2,293 (分園) 1,162 (本園) 1,104 (分園) 405
京進のほいくえん HOPPA 唐崎駅	唐崎一丁目34-15 526-5712	(株)HOPPA H31.4.1	90	999 511
キングダム・キッズ 滋賀里	滋賀里四丁目6-6 548-6403	C2C Twinkle Academy(株) H31.4.1	60	1,726 483
松の実	高砂町15-8 525-1486	(社福)唐崎福社会 H14.4.1	50	1,130 622
松の実(分園)	滋賀里一丁目28-66 524-9002	(社福)唐崎福社会 H26.12.1	20	700 342
第二松の実	高砂町15-9 525-1070	(社福)唐崎福社会 H23.4.1	50	752 498
楽らく	柳川二丁目7-1 527-9130	医療法人 楽育会 H31.4.1	72	995 813
よいこのもり	神宮町1-10 522-5126	(社福)近江神宮仁愛会 S44.4.1	120	4,913 758
アスク大津京	松山町13-7 526-8580	(株)日本保育サービス H31.4.1	60	981 551
近松	札の辻4-26 524-0684	(社福)近松会 S46.4.1	100	1,119 778
浜大津	浜大津四丁目1-1 527-8666	(社福)光寿会 H28.4.1	60	- 652

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
いぶき	松本二丁目15-23 522-8058	(社福)清高福祉会 H27.4.1	76	487 656
いぶき(分園)	松本二丁目15-26 522-8058	(社福)清高福祉会 R2.4.1	44	530 402
竜が丘	竜が丘26-36 522-7657	(社福)近江会 S50.7.1	110	2,199 1,148
なぎさ	打出浜3-48 510-1771	(社福)江育会 H27.4.1	120	1,245 898
におの浜	におの浜二丁目2-10 524-5888	(社福)おおみ福祉会 S54.4.1	120	1,779 1,327
京進のほいくえん HOPPA 石山駅	松原町3-3 548-7713	(株)HOPPA R2.4.1	60	543 465
つばさ	鳥居川町8-5-2 533-6224	(社福)つばさ会 H23.4.1	60	359 361
石山くじら	国分一丁目15-73 574-7807	(社福)くじら H30.4.1	60	495 517
田上	稲津二丁目5-7 546-1372	(社福)恩徳寺会 S49.3.1	60	2,314 837
つくし	瀬田一丁目2-19 545-2345	(社福)つくし会 S42.8.1	90	1,068 1,024
たんぽぽ	神領三丁目15-1 544-7651	(社福)つくし会 H19.4.1	90	2,786 992
あおぞら	大江一丁目36-1 511-9516	(社福)つくし会 H24.4.1	100	1,593 1,060
博愛	大江六丁目1-1 545-3315	(一財)博愛会 S44.11.1	130	1,245 804
おおがや愛	大萱四丁目3-11 544-7555	(社福)慈光福祉会 H27.4.1	90	943 697
玉野浦	玉野浦12-1 547-3900	(社福)恩徳寺会 H25.4.1	60	825 674
レイモンド淡海	萱野浦2-1メルシー瀬田1F 572-6762	(社福)檸檬会 H22.4.1	70	3,448 707
京進のほいくえん HOPPA 大將軍	大將軍一丁目3-14 526-5876	(株)HOPPA H31.4.1	70	970 391
京進のほいくえん HOPPA大將軍なごみ	大將軍二丁目8-25 548-8077	(株)HOPPA R2.4.1	60	605 492
トレジャーキッズ つきのお	月輪二丁目2-27 548-7838	(株)セリオ R2.4.1	80	933 498
グレイスー里山	一里山三丁目17-12 545-9991	(社福)慈光福祉会 H26.4.1	80	543 478

施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)	敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
レイモンド大津	一里山七丁目1-1フォレオ大津一里山1F 544-0400	(社福)檸檬会 H21.4.1	90	420 420
正 休	桐生一丁目17-18 549-0043	(社福)わらんべ会 S42.8.1	70	2,505 446
正休のはな	松が丘七丁目16-1 549-0162	(社福)青桐会 H19.4.1	100	2,500 992
民間保育所 計			3,601	

## (2)認定こども園

施設名 〔類型〕	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員(人)			敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
			1号	2・3号	合計	
比叡平こども園 〔幼保連携型〕	比叡平一丁目45-3 529-2700	大津市 R6.4.1	30	70	100	4,029 1,151
公立認定こども園 計			30	70	100	

施設名 〔類型〕	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員(人)			敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
			1号	2・3号	合計	
アスクわに 〔保育所型〕	和邇中浜489-1 594-8330	(株)日本保育サービス R6.4.1	6	60	66	971 529
麗湖 〔幼保連携型〕	花園町13-36 573-4511	(学法)中埜学園 H27.4.1	15	40	55	2,074 923
わかば 〔幼保連携型〕	今堅田三丁目25-25 574-2460	(社福)春風会 R3.4.1	15	90	105	2,685 781
そよ風のぞみ 〔保育所型〕	今堅田一丁目10-1 571-0415	(社福)京都ルーテル会 R5.4.1	15	90	105	1,079 817
本福寺 〔幼保連携型〕	本堅田一丁目22-30 573-1902	(社福)夕陽会 H25.4.1	45	170	215	1,237 1,201
第二本福寺 〔幼保連携型〕	本堅田六丁目14-11 573-6115	(社福)夕陽会 H26.4.1	60	180	240	2,671 1,750
はぐくみの家 仰木星の子 〔幼保連携型〕	仰木の里一丁目28-1 574-0567	(社福)大津せんだん会 R3.4.1	15	130	145	2,562 1,304
星の子保育園 〔幼保連携型〕	雄琴二丁目17-13 579-3244	(社福)大津せんだん会 R2.4.1	15	70	85	1,335 698
日吉台至明 〔幼保連携型〕	日吉台三丁目33-2 574-7088	(社福)一向山福祉会 R3.4.1	15	60	75	3,058 606
日吉の森 〔保育所型〕	坂本八丁目9-7 577-2888	(社福)任天会 R4.4.1	15	60	75	2,273 773
ひえいの森 〔保育所型〕	比叡辻一丁目11-17 579-0888	(社福)任天会 R4.4.1	15	90	105	1,953 1,002
唐崎キンダースクール 〔幼保連携型〕	唐崎一丁目15-12 577-4152	(社福)光聖会 H29.4.1	12	90	102	1,471 615
聖パウロ 〔幼保連携型〕	見世一丁目1-35 524-7369	(学法)滋賀カトリック学園 H27.4.1	80	70	150	1,608 846
永興藤尾 〔幼保連携型〕	茶戸町22-6 510-0102	(社福)禅心福祉会 H30.4.1	15	110	125	3,217 1,093
みつばち 〔幼保連携型〕	観音寺10-25 523-1115	(社福)好和会 H30.4.1	15	90	105	952 792
大津京 (みつばちこども園分園) 〔幼保連携型〕	桜野町一丁目19-7 523-1115 (みつばちこども園)	(社福)好和会 H30.4.1	0	20	20	- 116
レイモンドみらい園 〔保育所型〕	中央二丁目2-20 524-7399	(社福)檸檬会 R6.4.1	6	60	66	726 361
大津さくら 〔幼保連携型〕	春日町1-1 525-2115	(社福)大津子どもの家福祉会 H26.4.1	35	70	105	991 556
聖母幼稚園 〔幼稚園型〕	馬場二丁目6-62 523-0480	(学法)滋賀カトリック学園 H29.4.1	105	35	140	2,088 653

施設名 〔類型〕	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員(人)			敷地面積(m <sup>2</sup> ) 建物面積(m <sup>2</sup> )
			1号	2・3号	合計	
湖のこ保育園 〔保育所型〕	相模町8-1 532-0073	(社福)膳所福祉会 R3.4.1	15	90	105	997 868
聖愛幼稚園 〔幼稚園型〕	中庄一丁目2-1 522-1204	(学法)聖愛学園 R6.4.1	25	8	33	1,094 488
茶白山 〔幼保連携型〕	秋葉台31-40 511-3955	(社福)大津子どもの家福祉会 H16.4.1	45	100	145	1,795 1,489
永興富士見 〔幼保連携型〕	富士見台3-30 548-7770	(社福)禅心福祉会 H30.4.1	15	120	135	1,263 973
アスク御殿浜 〔保育所型〕	御殿浜19-15 531-2020	(株)日本保育サービス R6.4.1	9	60	69	1,713 357
大津あいあい保育園 〔保育所型〕	鳥居川町16-20 533-2144	(社福)唐橋福祉会 H31.4.1	15	120	135	2,487 1,291
ぐろうすきっず北大路 〔保育所型〕	北大路三丁目21-10 572-6241	(株)グロースデザイン R6.4.1	6	75	81	3,696 670
石山寺 〔幼保連携型〕	石山寺二丁目25-43 537-2560	(社福)石光山会 H30.4.1	15	120	135	2,549 996
保育の家しょうなん 〔幼保連携型〕	平津二丁目4-9 537-5378	(社福)湘南学園 H27.4.1	15	100	115	637 744
南郷 〔幼保連携型〕	南郷二丁目47-7 533-3228	(社福)南郷会 R2.4.1	15	150	165	2,198 991
みどり 〔幼保連携型〕	瀬田三丁目23-3 545-0706	(社福)新緑会 H28.4.1	15	120	135	8,366 816
ひかり 〔幼保連携型〕	大萱三丁目11-14 543-2253	(社福)大津ひかり福祉会 R4.4.1	15	120	135	1,012 748
一里山ひかり 〔幼保連携型〕	一里山二丁目19-10 545-1414	(社福)大津ひかり福祉会 R4.4.1	15	180	195	1,418 1,311
大將軍ひかり 〔幼保連携型〕	大將軍三丁目19-2 536-5117	(社福)大津ひかり福祉会 R4.4.1	15	120	135	969 775
レイモンド瀬田 〔幼保連携型〕	大江四丁目12-34 543-5811	(社福)檸檬会 H28.4.1	15	60	75	2,126 694
レイモンド大萱 〔保育所型〕	大萱四丁目10-50 572-8245	(社福)檸檬会 R5.4.1	6	60	66	748 670
学園前 〔幼保連携型〕	一里山五丁目10-7 543-6711	(社福)南郷会 R2.4.1	12	120	132	622 1,038
びわこきらら 〔幼保連携型〕	月輪五丁目4-1 547-0774	(学法)雲母学園 H26.7.1	70	132	202	1,182 733
民間認定こども園 計			837	3,440	4,277	

### (3)地域型保育事業

地域型保育事業は、保育を必要とする3歳未満の児童を保育することを目的とした定員19名以下の保育事業所で、定員5人以下の家庭的保育事業、定員6人から19人以下の小規模保育事業、児童の家庭で保育を行う居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4類型がある。

類型	施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)
家庭的保育	こころ咲く♡	和邇北浜678-10 599-4484	今村 昌代 H27.4.1	5
家庭的保育	Happy♪マグ	和邇中105-9 548-8548	田中 和子 H28.4.1	5
家庭的保育	にじいろ	本堅田六丁目8-4 572-5217	田中 実範 H27.4.1	5
家庭的保育	あすなるSUN	山上町2-47 090-1223-0152	大江 由香 H30.4.1	5
家庭的保育	ぽこあぽこ	朝日が丘一丁目14-4 524-9585	ぽこあぽこ(株) R4.4.1	5
家庭的保育	すてっぷ	馬場三丁目10番11-1号 526-5215	Aki(株) R3.4.1	5
家庭的保育	かもめ	丸の内町9-30KINPA202号 521-7360	松長 広美 H27.4.1	5
家庭的保育	こみの	浜大津一丁目2-4生美屋ビル1F 524-0557	(株)今藤工務店 H27.4.1	5
家庭的保育	にこにこ	国分一丁目41-22 533-3267	北川 操 H27.4.1	5
家庭的保育	ひなたぼっこ	国分二丁目7-22 532-7616	磯野 秀子 H27.4.1	5
家庭的保育	ふたば	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田201-A 545-7808	(一社)ふおるていっしも R3.4.1	5
家庭的保育	えんじえる	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田201-B 543-5880	河崎 晴美 H27.4.1	5
小規模保育 A型	スクルドエンジェル 保育園坂本園	坂本三丁目32-1ハイク比叡山坂本駅前1F 574-7180	SOUキッズケア(株) R2.4.1	19
小規模保育 A型	大津京サンフレンズ 保育園	皇子が丘二丁目7-32 2F 526-7430	サンヨーホームズコミュニティ(株) H31.4.1	19
小規模保育 A型	ここいろ保育園	三井寺町4-1長等神社社務所内 575-1865	稲住 隆子 H31.4.1	8
小規模保育 A型	ニチイキッズ大津京町 保育園	京町三丁目2-10京町アークビル1F 510-2031	(株)ニチイ学館 H31.4.1	19
小規模保育 A型	TAMランド打出浜 なぎさ園	打出浜3-16毎日新聞大津支局ビル1F 536-5305	(株)成基 R2.4.1	19
小規模保育 A型	みらいこじょう 保育園	湖城が丘16-21 510-7106	(一社)未来会 R2.4.1	19
小規模保育 A型	石山くじら 小規模保育園	栄町13-3 536-5891	(社福)くじら H31.4.1	12
小規模保育 A型	唐橋くじら 小規模保育園	唐橋町17-25 534-0770	(社福)くじら H28.4.1	12

類型	施設名	所在地 電話番号	設置者 開設年月日	利用定員 (人)
小規模保育 A型	大江 た っ ち 小 規 模 保 育 園	大江二丁目20-9 547-4577	(特非)スポキッズ H31.4.1	12
小規模保育 A型	れもんのご瀬田駅前 保 育 園	大萱一丁目3-13アメニティ瀬田1F 572-9180	(社福)檸檬会 H30.4.1	19
小規模保育 A型	サンライズキッズ 保育園瀬田駅前園	大萱一丁目6-18Blezio9 050-5807-2308	(株)エクシオジャパン H31.4.1	12
小規模保育 A型	瀬田サンフレンズ 保 育 園	大萱一丁目16-15 2F 526-5086	サンヨーホームズコミュニティ(株) H31.4.1	19
小規模保育 A型	サンライズキッズ 保 育 園 大 津 園	萱野浦24-50ティアラ大津1F 050-5807-2236	(株)エクシオジャパン H30.4.1	19
小規模保育 A型	京進のほいくえん HOPPA 瀬田 駅 園	一里山一丁目6-23 1F 548-6171	(株)HOPPA H31.4.1	12
小規模保育 A型	えんじえるはうす	一里山二丁目14-25 1F 572-6237	(一社)AngelHome R3.4.1	19
小規模保育 A型	ふあみいゆ保育園	一里山三丁目1-1ガーデンスクエア瀬田202-A・203 544-2217	(一社)ふおるていっしも R3.4.1	12
小規模保育 B型	ちびっこるーむ 和 邇 保 育 室	和邇今宿843-1 576-7366	(株)優朱 R3.4.1	19
小規模保育 B型	ちびっこるーむ	今堅田二丁目35-53 532-2903	(株)優朱 R3.4.1	19
小規模保育 B型	家庭的 保 育 園 ま み い	坂本一丁目20-50-2 578-5638	愛光会はぐみ(株) R2.4.1	19
小規模保育 B型	みつはま 保 育 園 ま み い	下阪本三丁目4-29 575-2581	愛光会はぐみ(株) R2.4.1	19
小規模保育 B型	まごころ 保 育 園	桜野町一丁目15-3 510-2018	(特非)まごころの家 H30.4.1	19
小規模保育 B型	ぼ っ け	御幸町5-17 525-0787	(株)コンソランテ R2.4.1	12
小規模保育 B型	ぼ ぼ ら	大江五丁目35-9 536-5828	(株)コンソランテ R2.4.1	11
小規模保育 C型	あ す な ろ	山上町13-6 574-7531	大江 由香 H27.4.1	8
地域型保育事業 計				437

## 2. 保育所、認定こども園、地域型保育事業所年齢別児童数

(令和6年4月1日)

区分	年齢	0	1	2	3	4	5	計
	保育所	公立	9人	60人	111人	224人	256人	261人
民間		160人	567人	662人	733人	716人	768人	3,606人
認定こども園	公立	2人	4人	9人	8人	9人	4人	36人
	民間	168人	529人	614人	689人	726人	775人	3,501人
地域型保育事業所	民間	34人	179人	182人	—人	—人	—人	395人
計		373人	1,339人	1,578人	1,654人	1,707人	1,808人	8,459人

## 3. 保育所、認定こども園、地域型保育事業所入所人員推移

### (1) 保育所

(各年4月1日)

年度	民間			公立			計		
	定員	入所人員	待機人員	定員	入所人員	待機人員	定員	入所人員	待機人員
R2	4,781人	4,760人	4人	1,570人	1,285人	0人	6,351人	6,045人	4人
R3	4,626人	4,515人	1人	1,521人	1,192人	0人	6,147人	5,707人	1人
R4	4,016人	4,005人	2人	1,533人	1,084人	1人	5,549人	5,089人	3人
R5	3,866人	3,840人	4人	1,520人	1,024人	0人	5,386人	4,864人	4人
R6	3,601人	3,606人	64人	1,460人	921人	22人	5,061人	4,527人	86人

※広域入所(管外受託)を除く

### (2) 認定こども園

(各年4月1日)

年度	民間			公立			計		
	定員	入所人員	待機人員	定員	入所人員	待機人員	定員	入所人員	待機人員
R2	2,071人	2,134人	0人	—人	—人	—人	2,071人	2,134人	0人
R3	2,467人	2,478人	0人	—人	—人	—人	2,467人	2,478人	0人
R4	3,067人	3,056人	1人	—人	—人	—人	3,067人	3,056人	1人
R5	3,177人	3,198人	1人	—人	—人	—人	3,177人	3,198人	1人
R6	3,440人	3,501人	72人	70人	36人	0人	3,510人	3,537人	72人

※広域入所(管外受託)を除く

※1号認定利用者を除く

### (3) 地域型保育事業所

(各年4月1日)

年度	民間		
	定員	入所人員	待機人員
R2	475人	356人	0人
R3	451人	329人	0人
R4	453人	336人	0人
R5	437人	384人	1人
R6	437人	395人	26人

※広域入所(管外受託)を除く

# 《標準時間》

## 4. 令和6年度 保育所等保育料表

(1) 保育所等保育料表 <保育標準時間>

保育所種別		公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分			
階層	定義	3歳未満児	
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0
C1	市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)
C2		C1階層以外	13,300(6,600)
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)
D2		D1階層以外	15,400(7,700)
D3	48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)
D4		D3階層以外	18,600(9,300)
D5	4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	母子世帯等	1,300(0)
D6		D5階層以外	22,700(11,300)
D7	9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 84,400円未満	22,700(11,300)
D8		84,400円以上 97,000円未満	29,600(14,800)
D9		97,000円以上 122,500円未満	34,200(17,100)
D10		122,500円以上 147,300円未満	39,500(19,700)
D11		147,300円以上 169,000円未満	44,400(22,200)
D12		169,000円以上 223,600円未満	53,400(26,700)
D13		223,600円以上 301,000円未満	56,700(28,300)
D14		301,000円以上 332,200円未満	59,700(29,800)
D15		332,200円以上 397,000円未満	63,600(31,800)
D16		397,000円以上	76,300(38,100)

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等(家計の主宰者に限る)の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合については保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。  
また、保育料の変更となる原因(世帯構成や税額の変更等)が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます(C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象)。  
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は( )内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【C1階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は( )内の金額になります。

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯が含まれます。

# 《短時間》

## (2) 保育所等保育料表 <保育短時間>

[月額単位:円]

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		保育所種別	公立保育所 民間保育所 認定こども園	地域型保育施設
階層	定義	3歳未満児		
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である教育・保育給付認定保護者		0	0
B	市町村民税非課税世帯		0	0
C1	市町村民税非課税世帯(均等割の額のみ課税)	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
C2		C1階層以外	13,100(6,500)	11,000(5,500)
D1	所得割の額が48,600円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D2		D1階層以外	15,200(7,600)	12,700(6,300)
D3	48,600円以上 57,700円未満	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D4		D3階層以外	18,300(9,100)	15,300(7,600)
D5	・4月分から8月分の保育料に関しては、A階層を除き、前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	母子世帯等	1,300(0)	1,100(0)
D6		D5階層以外	22,400(11,200)	18,700(9,300)
D7	・9月分以降の保育料に関しては、A階層を除き、当該年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	77,101円以上 84,400円未満	22,400(11,200)	18,700(9,300)
D8		84,400円以上 97,000円未満	29,100(14,500)	24,300(12,100)
D9		97,000円以上 122,500円未満	33,700(16,800)	28,100(14,000)
D10		122,500円以上 147,300円未満	38,900(19,400)	32,500(16,200)
D11		147,300円以上 169,000円未満	43,700(21,800)	36,400(18,200)
D12		169,000円以上 223,600円未満	52,500(26,200)	43,800(21,900)
D13		223,600円以上 301,000円未満	55,800(27,900)	46,500(23,200)
D14		301,000円以上 332,200円未満	58,700(29,300)	49,000(24,500)
D15		332,200円以上 397,000円未満	62,600(31,300)	52,100(26,000)
D16		397,000円以上	75,100(37,500)	62,600(31,300)

備考1 階層認定の基準である保育料算出税額については、児童と生計同一世帯の父母または祖父母等(家計の主宰者に限る)の課税額の合計額で決定されます。また、保育料は、毎年度、その年度の4月1日現在の年齢の額を、その年度を通じて適用します。

備考2 保育料については、市町村民税の課税状況を確認し決定していますが、申告等の時期の関係から、その後税額の変更等が判明した場合については保育料の変更を行うことがありますのでご承知ください。  
また、保育料の変更となる原因(世帯構成や税額の変更等)が生じたときは、速やかに申し出てください。

備考3 母子世帯等とは、①母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯、②身体障害者手帳または療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者並びに特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます(C1、D1、D3、D5階層に該当する世帯のみ対象)。  
母子世帯等であっても市町村民税が課税されている場合は、保育料負担がある場合があります。

備考4 同一世帯から2人以上の就学前児童が保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に通所し、もしくは通園し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業による保育を受け、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合は、兄弟を年齢の高い順に数え、2人目の保育料は( )内の金額に、3人目以上の保育料は免除となります。

ただし、

【C1階層からD5階層に該当する世帯】

< 2人目 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、2人目に該当される場合は( )内の金額になります。

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

【D6階層からD8階層に該当する世帯】

< 3人目以降 > 兄弟を年齢に関わらず、高い順に数え、3人目以上に該当される場合は免除となります。

備考5 市町村民税の所得割の額については、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除等を受けている場合は、その控除前の税額で決定します。

備考6 階層Aには、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯が含まれます。

## 5. 保育料の軽減

本市では、保護者負担の軽減を図るため、国の保育料の徴収基準額から軽減を行っている。  
また、平成28年度より国及び県の保育料軽減制度が拡充されたことに伴い、一定の所得以下の多子世帯、ひとり親世帯、障がい者世帯等の保育料軽減を実施した。  
令和元年10月から、3歳から5歳までのすべての子ども及び一部の世帯を対象に保育料無償化が実施された。

## 6. 民間保育施設に対する助成

- ・障害児等保育事業費補助…障害児が入所している保育施設に保育士等の人件費を補助する。
- ・保育環境充実保育士等特別配置事業…保育士等の労働環境の改善及び保育の質の向上を目的として保育士等の増員を行うのに要する経費を補助する。
- ・調理担当員配置事業費補助…調理職員人件費を補助する。
- ・保育内容充実支援事業費補助…保育所等において実施する保育及び教育の内容及び環境の充実に寄与する事業に要する経費を補助する。
- ・保育士等処遇改善費補助…職員の処遇を改善することを目的として賃金改善等を行うのに要する経費を補助する。
- ・延長保育事業費補助…通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、保育施設で引き続き保育を実施している保育施設に対し経費の一部を補助する。
- ・体調不良児対応型病児保育事業補助…保育中に体調不良となった児童に対して保健的な対応等を行う事業を実施するために要する経費の一部を補助する。
- ・保育士資格等取得支援事業費補助…保育士資格又は幼稚園教諭の普通免許状を取得することに要する経費を補助する。
- ・保育体制強化事業費補助…保育者支援者の人件費を補助する。
- ・保育補助者雇上強化事業費補助…保育士資格の取得に努める保育補助者の人件費を補助する。
- ・保育士等宿舍借上げ事業費補助…保育所等の設置者がその雇用する保育士等の宿舍を借り上げることに要する経費を補助する。
- ・保育所等建物賃借料補助…建物賃借料が賃借料加算額の3倍を超える保育所等に、その差額を補助する。
- ・一時預かり事業費補助…家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児を一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施するために要する経費の一部を補助する。
- ・病児保育事業費補助…病児・病後児保育事業に要する経費を補助する。
- ・保育所等用地賃借料補助…用地を賃借している者に対して補助する。

## 7. 母子生活支援施設

児童福祉法第 38 条に規定する母子生活支援施設「大津市立母と子の家しらゆり」は、平成 23 年度から指定管理者制度を導入し、運営している。母子生活支援施設は、母子世帯及び母子世帯に準ずる世帯であって、監護すべき児童の福祉に欠ける時入所させ、生活の自立に向け、支援・援助する。

定 員 13 世帯  
 入 居 者 10 世帯 29 名 (令和 6 年 4 月 1 日現在)  
 指定管理者 社会福祉法人 湘南学園 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日)

## 8. 児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童を養育する父母等に児童手当・特例給付を支給している。令和 6 年 10 月分からは、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援として位置付けられ、所得制限の撤廃や高校生年代までの支給期間の延長など抜本的拡充が行われる予定である。

○受給者数等 (令和 6 年 2 月末日) 受給者 23,573 名 児童 38,986 名

	令和 6 年 9 月分まで	令和 6 年 10 月分以降
支給対象	15 歳到達後の最初の年度末まで	18 歳到達後の最初の年度末まで
手当額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳未満 一律：15,000 円</li> <li>・ 3 歳～小学校修了まで                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 子、第 2 子：10,000 円</li> <li>第 3 子以降：15,000 円</li> </ul> </li> <li>・ 中学生 一律：10,000 円</li> <li>・ 特例給付 一律：5,000 円 (第 3 子：18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの児童から数える)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 歳未満                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 子、第 2 子：15,000 円</li> <li>第 3 子以降：30,000 円</li> </ul> </li> <li>・ 3 歳～高校生年代                             <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 子、第 2 子：10,000 円</li> <li>第 3 子以降：30,000 円</li> </ul> </li> </ul> (第 3 子：22 歳年度末までの子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする)
所得制限	あり ※所得上限限度額以上は、支給なし	なし
支払期月	3 回 (2 月・6 月・10 月)	6 回 (偶数月)

支給状況 (令和 6 年 2 月末現在)

(単位：人)

対 象 種 別	児童手当			特例給付		合計
	被用者	非被用者	施設等	被用者	非被用者	
受 給 者 数	18,210	3,676	21	1,587	79	23,573
支給対象児童数	0 歳 から 3 歳 未 満	5,132	827	13	19	6,214
	3 歳以上小学校修了前	19,151	3,807	68	100	24,724
	小学校修了後 中学校修了前	5,883	1,385	24	25	8,048

## 9. 出産・子育て応援給付(経済的支援)

出産・子育て応援給付 国が創設した「出産・子育て応援交付金」を活用し、出産・子育て応援事業を開始しており、妊婦や子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、伴走型相談支援における面談の実施後に、妊娠届出時及び出産後に応援給付を支給する。(所得制限なし)

支給額 出産応援給付：妊婦一人あたり5万円(現金)  
子育て応援給付：新生児一人あたり5万円(現金)

申請方法 妊娠届出時及び出生後の乳児家庭全戸訪問時の保健師等との面談後、応援給付の申請案内文を直接、手交付する。

## 10. 障害児保育の実施状況

(令和6年4月1日)

事項		年度					
		R2	R3	R4	R5	R6	
障害児保育 を実施して いる保育施 設の数	公 立	14/15	13/15	14/15	13/15	13/15	
	民 間	66/75	70/78	70/78	74/78	75/79	
	計	80	83	84	87	88	
障害児数 (人)	公 立	112	118	128	124	98	
	民 間	299	318	348	347	349	
	計	411	436	476	471	447	
年齢内訳 (人)	0～1歳児	2	3	1	6	3	
	2歳児	22	12	21	20	24	
	3歳児	114	113	118	131	106	
	4歳児	125	170	154	144	152	
	5歳児	148	138	182	170	162	
	計	411	436	476	471	447	
症状内訳 (人)	精神発達遅滞	29	39	53	50	51	
	ダウン症候群	13	18	18	19	12	
	自閉的傾向	346	350	382	369	351	
	脳性マヒ	11	13	9	6	3	
	その他	12	16	14	27	30	
	計	411	436	476	471	447	
民間保育施設に対する 障害児保育補助制度		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重度 1人につき年額</li> <li>・ 中、軽度 2人以下年額</li> <li>・ 中、軽度 3人以上年額</li> </ul>			3,480,000円	2,320,000円	3,480,000円×障害児数/3
補助金予算額 (円)		438,589,492	500,056,662	525,813,515	532,258,000	547,100,759	

## 11. 家庭児童相談事業

家庭において適正な児童の養育や福祉の向上のために、面談や訪問、電話等により相談・支援・指導等を行っている。

特に、子どもの心身の成長等に重大な影響を与える児童虐待については、未然防止及び早期発見・早期対応に重点的に取り組んでいる。

ア. 相談内容別受付件数(実人数) (令和5年度)

相談内容	件数
虐待相談	979
養護相談	2,728
障害相談	31
非行相談	79
育成相談	70
その他の相談	84
合計	3,971

イ. 経路別受付件数 (令和5年度)

受付経路	件数
児童相談所等より	500
福祉事務所等より	498
学校等、保育所より相談	1,632
家族、親戚等より相談	256
児童委員より相談	11
保健所、医療機関より	706
警察等	335
その他	33
合計	3,971

ウ. 虐待相談の内訳 (令和5年度)

虐待種別	件数
身体的虐待	311
性的虐待	7
心理的虐待	305
保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	356
合計	979

エ. 年齢別虐待相談 (令和5年度)

区分	件数
0～3歳未満	123
3～学齢前児童	242
小学生	366
中学生	164
高校生・その他	84
合計	979

## 12. 助産制度

児童福祉法第22条の規定に基づき、経済的理由により入院助産を受けることが困難な妊産婦が助産施設に入所し、安心して出産できるよう出産費用を援助する制度。

令和5年度の利用者数	22人
------------	-----

### 13. 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るため、放課後児童健全育成事業を実施している。

公立

(令和6年5月1日現在)

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	児童数 (人)
1	小 松	南小松 1156-2	596-2501	H15.7.1	103	848	35
2	木 戸	木戸 267	592-0166	H6.4.1	104	2,128	51
3	和 邇	和邇高城 50-3	594-3919	S62.4.1	321	1,132	91
4	小 野	水明一丁目 37-1	594-4657	H3.5.1	141		27
5	伊 香 立	伊香立下在地町 1222-1	598-2266	H23.4.1	143		39
6	真 野	真野四丁目 6-17	572-0230	H12.4.1	160		82
7	真 野 北	緑町 15-17	572-4255	H6.4.4	125	1,068	40
8	堅 田	本堅田三丁目 8-3	572-2522	S56.4.1	304	724	116
9	仰 木	仰木四丁目 15-8	572-1121	H14.9.24	52		12
10	仰 木 の 里	仰木の里四丁目 4-1	574-1870	H4.4.1	149	701	59
11	仰 木 の 里 東	仰木の里東六丁目 1-2	572-3110	H8.4.1	208	449	116
12	雄 琴	雄琴二丁目 16-1	578-5860	H10.4.1	124	1,177	30
13	日 吉 台	日吉台三丁目 33-4	579-5168	S57.4.1	70	1,446	23
14	坂 本	坂本三丁目 12-57	578-6468	S45.4.1	126		138
15	下 阪 本	下阪本四丁目 10-1	578-4246	H4.4.1	271		201
16	唐 崎	際川三丁目 38-2	522-6600	S50.9.1	272	891	156
17	志 賀	錦織二丁目 9-29	525-3140	S47.4.1	266	755	128
18	山 中 比 叡 平	比叡平一丁目 45-4	529-2471	S57.4.1	128	499	42
19	藤 尾	茶戸町 10-1	525-1428	S55.4.1	169		60
20	長 等	大門通 11-27	526-0998	S48.4.1	188	377	80
21	逢 坂	音羽台 6-26	526-2440	S54.10.1	197	469	113
22	中 央	島の関 1-60	526-0071	H18.5.22	213		91
23	平 野	馬場二丁目 13-15	525-0737	S54.6.4	291	1,114	150
24	膳 所	中庄二丁目 8-17	524-2972	S49.4.1	269	489	158
25	富 士 見	富士見台 42-16	533-0955	S54.6.1	368		135
26	晴 嵐	光が丘町 4-70	534-7602	S53.9.16	330	1,168	166
27	石 山	石山寺三丁目 11-20	533-0709	S52.6.1	232		82
28	南 郷	南郷一丁目 15-9	534-1419	S54.6.1	282	244	89
29	大 石	大石東七丁目 7-34	546-7734	H4.4.1	116	282	22
30	田 上	関津六丁目 19-1	546-3048	S58.4.1	192	499	59
31	上 田 上	平野一丁目 18-5	549-2181	H20.8.1	120		25
32	青 山	青山三丁目 16-3	549-2468	H10.4.1	338	2,572	164
33	瀬 田	大江四丁目 2-60	543-0058	S45.4.1	284	610	104
34	第 2 瀬 田	大江五丁目 33-50	543-2830	H28.4.1	173		55
35	瀬 田 南	三大寺 1-11	545-6402	S53.2.1	296	1,279	163
36	瀬 田 東	一里山三丁目 4-1	543-1813	S57.12.1	396	665	170
37	瀬 田 北	大將軍一丁目 14-2	543-6606	H1.4.1	260	726	196
計	37か所						3,468

## 民間

(令和6年5月1日現在)

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	児童数 (人)
1	第二松の実	高砂町 15-9	525-1070	H24.4.1	62	17
2	風の子	穴太二丁目 21-15	579-4491	H25.4.1	85	30
3	Kid's & More 淡海	萱野浦 2-1 メルシー瀬田 1F	572-7398	H27.4.1	213	67
4	第2本福寺	本堅田六丁目 14-11	573-8234	H28.4.1	195	106
5	茶臼山	秋葉台 31-40	511-3955	H28.4.1	465	34
6	葛川	葛川中村町 108-1	090-7554-7811	H28.4.1	163	0
7	博愛大津	大江六丁目 1-1	545-5172	H28.9.1	203	80
8	大津さくら	御幸町 8-8	548-6532	H29.4.1	60	33
9	本福寺	本堅田一丁目 21-9	573-6655	H30.4.1	157	62
10	Global English 平野	馬場二丁目 6-16 生活美術NONビル 2F	572-9905	H30.4.1	80	42
11	つばさ	北大路一丁目 15-16	572-5283	H30.4.1	99	43
12	OAK児童クラブ晴嵐	田辺町 14-55	080-9606-0092	H30.4.1	111	44
13	松の実	高砂町 8-16	526-5188	H30.6.1	189	40
14	Global English 滋賀里学童	滋賀里四丁目 6-6	548-6404	H31.4.1	157	31
15	れいこ	花園町 13-33	080-3839-7900	H31.4.1	108	24
16	全力BOX	長等二丁目 7-24	599-4560	R2.4.1	61	69
17	TeKiTeKi学童	大萱七丁目 12-33 クッキーVI 203号室	509-8157	R2.4.1	79	34
18	瀬田学舎ツムグ	一里山二丁目 14-25	070-3982-7269	R2.4.1	102	39
19	Global English 膳所	馬場二丁目 7-14 1F	572-6485	R2.4.1	85	44
20	Global English 瀬田	大萱一丁目 6-18 Blezio9 2F	599-4566	R2.4.1	133	16
21	Bambiniの杜 真野学舎	真野一丁目 13-15	573-7000	R2.4.1	175	35
22	Bambiniの杜 仰木の里学舎	仰木の里七丁目 1-6	573-7001	R2.4.1	153	37
23	Kids Duo大津瀬田	大萱七丁目 12-33 クッキーVI2F	526-7650	R2.4.1	214	16
24	レイモンドみらい園	中央二丁目 2-20	080-6207-7334	R2.4.1	94	40
25	sun 瀬田校	大萱一丁目 2-29 坂口ビル 3F	572-5770	R3.4.1	157	26
26	sun 瀬田北校	大將軍三丁目 19-10	572-5240	R3.4.1	383	37
27	Global English 坂本	坂本七丁目 24-1 平和堂坂本店 3F	050-3749-3312	R4.4.1	126	12
28	ほっとステーション ぽっかぽか	中央一丁目 5-6 若林自転車ビル 2F	080-4863-6955	R4.4.1	55	13
29	after school ミライブラリ 大津下阪本校	下阪本三丁目 5番 32号 奥村ビル 1F	536-5088	R5.4.1	109	17
30	ユニプラ膳所 英語学童	中庄二丁目 6番 19号	574-7307	R5.4.1	87	16
31	Global English 逢坂	朝日が丘一丁目 9番 6号 2F	050-3749-3312	R5.4.1	97	5
32	びばっこ児童クラブ	一里山一丁目 18-22 ビバスポーツアカデミー瀬田内	536-6112	R5.4.1	72	40
33	未来図アフター スクール 大津校	比叡辻二丁目 18番 17号 2F	090-8886-8308	R5.4.1	57	7
34	SAKAMOTO MOT	坂本六丁目 1-43		R6.4.1	81	2
35	あうんキッズ大津	北大路一丁目 18-7	548-7036	R6.4.1	69	5

No.	児童クラブ名	現在地	電話	開設年月日	施設面積 (㎡)	児童数 (人)
36	瀬田学舎キズナ	萱野浦 22-20 パークシヨア瀬田	080-7746-0786	R6.4.1	104	6
37	STELLA ASC 大津におの浜	におの浜二丁目 1-14 シェリアシ ティ大津におの浜	070-3791-1186	R6.4.1	125	3
計	37か所					1,172

※公立の敷地面積の空白は、小野は児童館、伊香立は環境交流館、真野・仰木・坂本・下阪本・藤尾・中央・石山・上田上は小学校の余裕教室、第2瀬田は大江会館別館を利用している。民間の葛川児童クラブは休所中。

## 14. 児童遊園地

児童の健康と豊かな情操を育むことを目的として、宅地開発などに伴って開設しており、最も身近な場所にあることから、児童の健全な遊び場として利用されている。

児童遊園地設置状況

(令和6年4月1日現在)

学 区	設置数							
小 松	4	仰木の里	3	藤 尾	9	南 郷	17	
木 戸	3	堅 田	28	逢 坂	12	大 石	10	
和 邇	8	雄 琴	18	山中比叡平	1	田 上	28	
葛 川	1	坂 本	32	平 野	27	上 田 上	4	
伊 香 立	9	下 阪 本	49	膳 所	20	瀬 田	48	
真 野	24	唐 崎	30	富 士 見	23	瀬 田 南	33	
真 野 北	2	滋 賀	38	晴 嵐	34	瀬 田 北	50	
仰 木	3	長 等	4	石 山	27	瀬 田 東	35	
							計	634

## 15. 児童館

児童福祉法に基づく児童厚生施設として、児童の健全育成を図ることを目的に市内6か所に設置している。(伊香立児童館については、令和6年3月31日に閉館になりました。)対象は、0歳～18歳未満の児童であり、「遊びによる子どもの育成」、「子どもの居場所の提供」、「子どもが意見を述べる場の提供」、「配慮を必要とする子どもへの対応」、「子育て支援の実施」、「地域の健全育成の環境づくり」、「ボランティア等の育成と活動支援」を活動の主要な柱とする。児童厚生員を中心に、地域に根ざした児童館活動を進めながら、児童を健全に育成していく拠点として子育て親子や児童に利用されている。

令和5年度児童館利用者人数

児童館名	小野	伊香立	堅田	坂本	皇子が丘	膳所	田上
令和5年度 (延べ人数)	7,448人	4,745人	12,656人	6,381人	6,135人	5,284人	3,965人

## 16. ファミリーサポートセンター

地域において、「援助を受けたい者」と「援助ができる者」が会員となって助け合う、会員組織であり、大津市社会福祉協議会へ委託し、平成 13 年度 7 月から「大津市ファミリーサポートセンター」を運営している。その目的は、働く人々の仕事と子育ての両立を支援することであり、児童福祉の向上、地域の子育て支援に寄与している。

(令和 5 年度会員数及び活動件数)

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

種 別	おねがい会員	まかせて会員	どっちも会員	合 計	活動件数
会 員 数	1,316 人	419 人	339 人	2,074 人	3,069 件

## 17. 子育て総合支援センター ゆめっこ

平成 18 年 4 月にオープンし、就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う場として、また、自主サークルの応援や子育てに係る相談、情報発信など、市域全体の子育てを支援する拠点となっている。

開設以来、延べ 100 万人以上の家族に利用されている。

区 分	来館者	事業参加人数	延べ利用人数
令和元年度	60,105 人	12,212 人	72,317 人
令和 2 年度	17,050 人	4,971 人	22,021 人
令和 3 年度	24,115 人	5,175 人	29,290 人
令和 4 年度	26,320 人	6,596 人	32,916 人
令和 5 年度	60,332 人	10,189 人	70,521 人

## 18. 木戸つどいの広場 にじっこ

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 20 年 4 月に木戸つどいの広場にじっこ（木戸市民センター内）がオープンし、連日親子家族で賑わっている。（平成 24 年度より指定管理者制度導入）

区 分	来館者
令和元年度	10,024 人
令和 2 年度	5,342 人
令和 3 年度	4,988 人
令和 4 年度	4,028 人
令和 5 年度	6,513 人

## 19. 東部つどいの広場 きらきらひろば

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 22 年 4 月に東部つどいの広場きらきらひろば（アル・プラザ瀬田内）がオープンし、連日親子家族で賑わっている。（平成 24 年度より指定管理者制度導入）

区 分	来館者
令和元年度	27,362 人
令和 2 年度	15,947 人
令和 3 年度	17,570 人
令和 4 年度	21,837 人
令和 5 年度	27,042 人

## 20. 中南部つどいの広場 ほっぺ

就学前の子どもとその家族がであい、つどい、いろいろな体験を楽しみつつやすらぎ、共に育ち合う地域の子育て支援施設として、平成 26 年 1 月に中南部つどいの広場ほっぺ(膳所児童館内)を開設した。

区 分	来館者
令和元年度	9,072 人
令和 2 年度	2,360 人
令和 3 年度	2,954 人
令和 4 年度	3,714 人
令和 5 年度	4,882 人

## 21. 大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを傾聴するなかで、子育てや子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、必要な家庭に対し適切な支援につなげる。併せて、地域での子どもの誕生を喜びあい、その成長を見守り、共に育て合う関係を地域社会と結びあう最初の機会にすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、保育士と民生委員児童委員の 2 人一組での訪問による乳児家庭全戸訪問事業を、平成 22 年 1 月から実施している。

なお、従前から健康推進課で実施している新生児訪問事業を含めて、大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業としている。

区 分	訪問数	うち新生児訪問事業
令和元年度	2,431 人	2,145 人
令和 2 年度	2,197 人	1,869 人
令和 3 年度	2,336 人	2,100 人
令和 4 年度	2,253 人	1,963 人
令和 5 年度	2,327 人	2,193 人



# 高齢者の福祉と介護保険事業

1. 高齢者人口の推移
2. 健康生きがい対策
3. 介護予防対策（地域支援事業）
4. その他の高齢者福祉対策
5. 老人保護措置
6. 介護保険事業

# 高齢者の福祉と介護保険事業

介護を必要とする方を社会全体で支えていこうという理念のもと、介護保険制度が平成 12 年に開始されたが、この間大津市では高齢の方々に住み慣れた地域で安心してすこやかに暮らしていただけるまちづくりをめざし、介護保険サービスを中心とするさまざまな高齢者福祉施策に取り組んできた。

平成 18 年の制度改正では、介護予防の重点化と地域密着型サービスの導入が図られた。これを受け、市内 7 か所に地域包括支援センター「あんしん長寿相談所」を開設し、母子保健や成人保健等広く市民の健康づくりを担う「すこやか相談所」と併設することによって、健康・福祉・介護サービスの地域拠点としての機能向上に努めてきたところである。

しかし、社会の高齢化は速度を増し、大津市においても高齢化率が 27% を超える超高齢社会に突入し、介護を支える制度の役割はますます重要となってきた。

本市では、こうした状況を踏まえ、国の示す「地域包括ケアシステム」、すなわち、さらなる高齢化に対応するためにさまざまな社会資源を有効活用し、要介護者を地域ぐるみで支えていこうという大きな方針に沿って、「第 9 期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各施策を実施している。

今後、団塊の世代が後期高齢者となり介護ニーズが大きく増大することが予想されるため、持続可能な高齢者福祉の各種施策、介護保険事業のさらなる充実を図る。

## 1. 高齢者人口の推移

(各年 3 月 31 日現在)

年	区 分	総人口	60歳以上	65歳以上	70歳以上	75歳以上	85歳以上	88歳以上	90歳以上
R2年	人数(人) 比率(%)	343,550	111,401 32.43	91,193 26.54	69,234 20.15	45,054 13.11	14,205 4.13	1,560 0.45	5,533 1.61
R3年	人数(人) 比率(%)	343,835	112,837 32.82	92,529 26.91	71,690 20.85	45,718 13.30	14,994 4.36	1,602 0.47	6,022 1.75
R4年	人数(人) 比率(%)	343,817	114,127 33.19	93,574 27.22	73,386 21.34	47,321 13.76	15,506 4.51	1,589 0.46	6,277 1.83
R5年	人数(人) 比率(%)	343,839	115,280 33.53	94,322 27.43	74,544 21.68	50,054 14.56	15,921 4.63	1,690 0.49	6,521 1.90
R6年	人数(人) 比率(%)	343,371	116,790 34.01	95,375 27.78	75,530 22.00	52,914 15.41	16,276 4.74	1,837 0.53	6,755 1.97

## 2. 健康生きがい対策

### (1) 敬老月間行事 (9月1日～30日)

	事業内容	対象者
敬老祝状	88歳、100歳に敬老祝状を贈呈する。	毎年4月1日から翌年3月31日までの間に誕生日を迎えられる方 (ただし、その年の9月15日時点で1年以上市内に住所を有する方に限る)
最高齢者訪問	市内男女最高齢者を市長等が訪問、祝品を贈呈し、長寿を祝う。	令和5年度 市内最高齢者 男性 104歳 女性 108歳

### (2) 老人福祉センター、老人憩の家の運営

高齢者に対し、老人クラブ活動、教養の向上、レクリエーション等のための場を提供し、もって高齢者の心身の健康増進を図るために次の施設を運営している。

#### ア. 老人福祉センター

事業内容	教養・講座：囲碁・将棋、民謡、舞踊などの各種講座・サークル活動 各種相談：健康相談、医療相談、生活相談 介護予防：おおつ光ルくん体操(月1回) デイサービス：北、南、東のみ 入浴事業：100円/回 回数券1,050円(11枚綴り)(木戸、北、南、東のみ) トレーニングルーム、シャワー室：共通で110円/回 回数券1,100円(11枚綴り)(中のみ)
利用対象	市内在住の60歳以上の方
利用時間	午前9時から午後5時まで (入浴事業は正午から午後4時まで、月曜日の入浴は休み) (トレーニングルーム、シャワー室の利用は午前9時から午後4時30分まで)
休館日	毎週日曜日、祝日(敬老の日を除く)、12月29日～翌年1月3日

施設概要

名称	所在地 電 話	敷地面積	建物面積 建物構造	室構造		工事費	完成日
大 津 市 立 木 戸 老 人 福 祉 セ ン タ ー ( A 型 ) 木戸市民センター内	木戸 58 592-1133	639.87 m <sup>2</sup> (対象部分のみ)	639.87 m <sup>2</sup> (対象部分のみ) 鉄筋コンクリ ート造 3 階 建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 風呂	ラウンジ 集会室 和室	87,026 千円 (改築費のみ)	H21 4.2
大 津 市 立 北 老 人 福 祉 セ ン タ ー ( A 型 )	今堅田二丁目 4-1 573-7123	1,263.54 m <sup>2</sup>	679.59 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリ ート造及び 一部鉄骨造 瓦葺平屋建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 デイサービス施設	大広間 娯楽室 ラウンジ 風呂	188,545 千円	S62 4.2
大 津 市 立 中 老 人 福 祉 セ ン タ ー ( 特 A 型 )	打出浜 1-5 526-2752	1,595.76 m <sup>2</sup>	1,845.99 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリ ート造 3 階建	事務室 健康相談室 生活相談室 機能回復訓練室 図書室 食堂 トレーニングルーム シャワー室	大広間 娯楽室 集会室 談話室 茶室	412,000 千円	S55 9.2
大 津 市 立 南 老 人 福 祉 セ ン タ ー ( A 型 )	南郷一丁目 14-30 537-7417	3,581.33 m <sup>2</sup>	1,214.33 m <sup>2</sup> (うち増築) 456.00 m <sup>2</sup> 鉄骨造(一 部鉄筋)瓦 葺平屋建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 デイサービス施設 デイ事務所 南すこやか相談所 南あんしん長寿相 談所(地域包括支 援センター)	大広間 娯楽室 ラウンジ 面接室 風呂	249,126 千円 増築 175,306 千円	H1 6.1 増築 H6 4.1
大 津 市 立 東 老 人 福 祉 セ ン タ ー ( 特 A 型 )	玉野浦 6-33 545-5970	2,323.79 m <sup>2</sup>	1,168.34 m <sup>2</sup> 鉄筋コンクリ ート造瓦葺 2 階建	事務室 健康相談室 機能回復訓練室 教養娯楽室 デイサービス施設	風呂 特浴室 大広間 造形室 ラウンジ	724,625 千円	H3 6.1

イ. 老人憩の家整備状況

	所在地・電話	敷地面積	建物構造	建物規模	室数	工事費	完成年月日
坂本 老人憩の家	坂本六丁目 22-59 579-1949	347.05 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 平屋建	151.86 m <sup>2</sup>	和室 10畳2間 談話室 浴室	48,750 千円	S61 8.1
皇子が丘 老人憩の家	皇子が丘 一丁目7-22 521-3730	568.59 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 平屋建	191.57 m <sup>2</sup>	和室 10畳2間 談話室 浴室 休養室 湯沸室	58,000 千円	H1 4.21
さがみ川 老人憩の家 昭和町から新築 移転 平成23年7月 (膳所あんしん 長寿相談所(地 域包括支援セ ンター)、膳所 すこやか相談所 と併設)	膳所二丁目 5-5 525-6211	532.11 m <sup>2</sup>	鉄骨造 平屋建	90.25 m <sup>2</sup> 全体 290.00 m <sup>2</sup>	ロビー 浴室	全体 95,769 千円	H23 3.31
田上 老人憩の家	稲津一丁目 14-32	734.72 m <sup>2</sup>	鉄筋コンクリート造 平屋建	166.00 m <sup>2</sup>	和室 10畳2間 プレイルーム 調理室 浴室	23,496 千円	S57 8.25

老人クラブ活動の拡充と助成

孤独になりがちな高齢者が親睦と交流を図り、健康の増進や教養を高めるなかで、長年培ってきた尊い知識と経験を生かして、地域社会活動を積極的に促進するため、老人クラブ組織の強化、指導を行い活動補助金を交付している。

(令和6年4月1日現在)

老人 クラブ数	会員数	単位クラブ活動補助金		市老人クラブ連 合会補助金	
		30人以上適合クラブ	29人以下小規模クラブ		
81クラブ	3,523人	連合会加入	38クラブ 月額 3,015×年間活動月数 +311×会員数	10クラブ 月額 1,200×年間活動月数 +311×会員数	@58×総会員数 +7,263,626 (事務局運営補助、活動補助、 研修事業補助等)
		連合会未加入	26クラブ 月額 3,015×年間活動月数 +100×会員数	7クラブ 月額 1,200×年間活動月数 +100×会員数	

(1) 健康老人のためのスポーツ振興対策の促進

昭和 53 年度から老人健康生きがい対策の一環として県ではじめて、ゲートボール、老人健康体操の普及、指導に努め、老人クラブ活動の恒常化、活発化を図るとともに会員相互の交流、高齢者自身の健康増進に寄与している。

・令和 5 年度の主な行事

令和 5 年 10 月 第 46 回大津市高齢者健康づくりスポーツ大会

(2) 公益社団法人大津市シルバー人材センターの助成

目 的 臨時的、短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実や社会参加を希望する高齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを促進するため助成している。

事 業 高齢者の希望と能力に応じた就業機会の開拓、提供の他、就業に関する相談業務、情報の収集及び提供、調査研究、また、仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習等を実施。

会 員 おおむね 60 歳以上の市内在住者。

事業経過 昭和 53 年度から設立準備

- ・昭和 54 年 5 月 市内老人クラブ会員 10,964 人を対象に事業団への参加希望等についてアンケート調査実施。7,233 人(66%)回答。回答中 2,400 人(33%)の高齢者が何らかのかたちで就業希望。
- ・昭和 54 年 9 月 大津市商工会議所、瀬田商工会、堅田商工会の 1,927 企業を対象に事業団への委託可能業務等についてアンケート調査実施。  
771 社(40%)の協力的な回答を受ける
- ・昭和 55 年 11 月 14 日 第 1 回設立発起人会
- ・昭和 55 年 12 月 8 日 第 2 回設立発起人会
- ・昭和 55 年 12 月 11 日 120 余名会員によるシルバー人材センター大津市高齢者事業団
- ・昭和 56 年 2 月 10 日 社団法人の知事認可(会員数 178 名)
- ・昭和 56 年 3 月 5 日 事務局開設
- ・昭和 62 年 9 月 4 日 (社)大津市シルバー人材センターに名称変更
- ・平成 12 年 3 月 指定居宅サービス事業所(訪問介護)に
- ・平成 16 年 10 月 事務所(中央二丁目)作業所(長等三丁目)移転
- ・平成 18 年 4 月 指定介護予防サービス事業所(介護予防訪問介護)に
- ・平成 23 年 10 月 公益社団法人に変更
- ・令和 5 年度事務局員数 事務局職員 15  
非常勤職員 4

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

正会員数	受託件数	契 約 金 額				就労延人数
		民間事業	公社・公団事業	公共事業	独自事業	
1,664 人	11,165 件	9,736 件 402,227 千円	567 件 54,804 千円	850 件 58,712 千円	12 件 470 千円	104,781 人

※受託件数、契約金額、就労延人数については、令和 5 年度実績

### 3. 介護予防対策（地域支援事業）

#### (1) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業名称	概要
介護予防・生活支援サービス事業	<p>要支援認定を受けた方又は事業対象者と判定された方を対象に、訪問や通所等のサービスを実施する。</p> <p>(1) 介護予防訪問介護相当サービス ホームヘルパーが入浴、排泄、食事などの身体介護や、掃除、洗濯、調理などの生活援助などを行う。</p> <p>(2) 訪問型サービスC 閉じこもり、認知症、うつ等によりデイサービスの利用が困難な方の居宅を看護師等が訪問し、助言、指導等を行う。</p> <p>(3) 介護予防通所介護相当サービス デイサービスセンターなどに日帰りで通い、入浴、食事、機能訓練などを行う。</p> <p>(4) 短期集中複合型予防サービス リハビリ専門職等による訪問型サービスCと通所型サービスCを組み合わせ、短期間集中で総合的な機能訓練を行う。</p> <p>(5) 配食サービス（総合事業型） ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の高齢者に必要な回数分（原則最大週5回）昼食を配送し、食生活リズムを整えるとともに安否確認を行う。</p>
一般介護予防事業	<p>65歳以上の高齢者を対象に、要介護状態になることを予防するため、介護予防に関する知識の普及、啓発や運動機能向上の教室等各種事業を実施する。</p> <p>(1) 介護予防普及啓発事業 スポーツクラブ等で運動を中心としたプログラムを提供する「介護予防フィットネス事業」、月1回各老人福祉センターでおおつ光ルくん体操等に取り組む「運動実践教室」を実施。</p> <p>(2) 介護予防活動支援事業 地域で週1回以上又は月1回以上介護予防活動を行う団体に対し、活動経費の2分の1（上限9万円又は3万円）を補助。</p> <p>(3) 地域リハビリテーション活動支援事業 住民主体の通いの場にリハビリ専門職が介護予防に関する出前講座を行う。</p>

(2) 包括的支援事業等

地域包括支援センターにおいて、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等が次の事業を実施する。

名 称	概 要
地域包括支援センター 活動推進事業	<p>(1) 介護予防支援 要支援又は介護予防・生活支援サービス事業対象の認定を受けた被保険者について、介護予防サービス・支援計画を作成する。</p> <p>(2) 総合相談支援、権利擁護 地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行う。</p> <p>(3) 包括的・継続的マネジメント 高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医、介護支援専門員との多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的マネジメントを実現するための後方支援を行う。</p> <p>平成 27 年度から新たに包括的支援事業に下記が位置づけられた</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 在宅医療・介護連携の推進</li> <li>・ 認知症施策の推進</li> <li>・ 地域ケア会議の推進</li> <li>・ 生活支援サービスの体制整備</li> </ul>
認知症施策推進事業	<p>認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策を総合的に推進する。また、認知症初期集中支援チームを配置し、初期認知症や認知症の困難事例についての対応を行う。</p> <p>認知症サポート医による「もの忘れ相談」等の事業を実施する。</p> <p>認知症の人やその家族が、地域の人や専門職と相互に情報を共有し、お互いを理解し合える場の開設（認知症カフェ）。</p>

(3) 任意事業

介護予防事業、包括的支援事業のほか、次の事業を実施する。

事業名称	概 要
配食サービス（任意事業型）	ひとり暮らし又はそれに準ずる世帯の高齢者に必要な回数分（原則最大週に 5 日）、昼食を配達し食生活リズムを整えるとともに安否確認を行う。
紙おむつ給付事業	加齢に伴って生ずる身体上又は精神上の障害により、寝たきり又は認知症となり、常時紙おむつを必要とする状況が 3 か月以上継続、その他所得内容等一定の要件を満たす高齢者を対象に、1 か月当たり 4,500 円分の紙おむつ受給券を支給する。
成年後見人等報酬助成事業	成年後見人等への報酬を支払うことが困難な高齢者に対し、その資力に応じて報酬の一部又は全部を補助する。
認知症サポーター養成事業	市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、認知症になっても安心して暮らせるまちを目指して、認知症サポーター養成講座を実施する。
家族介護支援事業	認知症の人とその家族を地域で支える環境づくりの推進のため、行方不明高齢者早期発見ダイヤル、GPS 貸与、介護教室等の事業を実施する。

#### 4. その他の高齢者福祉対策

地域支援事業及び介護保険事業の他に、高齢者の福祉向上を図るため、次の事業を実施する。

事業名称	概要
日常生活用具サービス	加齢に伴う心身の障害等があるおおむね 65 歳以上の、ひとり暮らし又は高齢者だけの世帯（それに準ずる世帯）に属する高齢者に対して、日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具を給付又は貸与する。 ① 給付品目（電磁調理器、火災警報器） ② 貸与品目（緊急通報装置）
高齢者小規模住宅改造経費助成事業	要支援・要介護認定を受けている日常生活動作能力の低下した高齢者の排泄、入浴、移動などを容易にするため、便所や浴室の改造、手すりの設置、段差解消等の住宅改造に要する経費（50 万円が上限額）に対して、1/2（25 万円が上限額）を助成する。
転倒予防のための屋内改修サービス事業	屋内で転倒する可能性の高い高齢者で、要支援・要介護認定を受けていない方の、転倒を予防するために行う手すりの取付けなどの軽微な屋内改修の工事費（1 か所 5 千円以内、5 万円が上限額。原材料費は利用者負担）に対して、その 9 割を助成する。
寝具丸洗いサービス事業	在宅のねたきりの高齢者等の衛生の向上を図ることを目的に、年 1 回、寝具を丸洗い乾燥するサービスを実施する。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業	高齢者の健康増進を図り、できる限り健やかに過ごせるよう、医療、介護、健診等のデータによる地域課題の把握を行い、高齢者への個別的支援及び通いの場等への積極的な関与を行うことにより、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取組を推進する。

#### 5. 老人保護措置

居宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、生活の安定と福祉の増進を図る。また、常時の介護が必要な高齢者で、虐待等によりやむを得ない場合に、特別養護老人ホーム等に入所させる。

##### (1) 対象者

65 歳以上(特別な事情の場合は 65 歳未満を含む。)で、環境上の理由及び経済的理由（市民税均等割のみ課税以下）により居宅において養護を受けることが困難な高齢者

##### (2) 養護老人ホーム等被措置者現在員数

(各年 3 月 31 日現在)

区分	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
養護老人ホーム	194 人	191 人	191 人	181 人	189 人
特別養護老人ホーム等	14 人	13 人	6 人	6 人	8 人

##### (3) 養護老人ホーム等被措置者数

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

区分	入所者数	退所者数	被措置者現在員数		
	(令和 5 年度中)	(令和 5 年度中)	市内	市外	計
養護老人ホーム	36 人	28 人	109 人	80 人	189 人
特別養護老人ホーム等	8 人	6 人	8 人	0 人	8 人
合計	44 人	34 人	117 人	80 人	197 人

## 6. 介護保険事業

高齢化は急速に進んでおり、21世紀半ばには国民の3人に1人が高齢者になると予測されている。このような状況において、高齢者の多くが健康や介護に対する不安を抱え、核家族化等により家族の扶養意識が変化する中で、高齢者の介護システムを整備することが急務となっている。このため、国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を支える仕組みとして介護保険制度が創設され、平成12年4月から市町村を保険者として、施行された。

本市では、令和6年3月に策定した「第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、在宅サービスの拡充や施設サービスの整備などの基盤整備を図りながら、制度の円滑な実施に努めているところである。

- (1) 保険者  
大津市

- (2) 被保険者 (令和6年4月1日現在)

	対 象	被保険者数
第1号被保険者	大津市内に住所を有する65歳以上の人	95,275人
第2号被保険者	大津市内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者	117,297人

- (3) 第1号被保険者保険料（令和6年度）

所得段階	区 分	保険料(年)
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	19,545円
第2段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円以下	33,261円
第3段階	市民税非課税世帯、かつ本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円超	46,977円
第4段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下	54,864円
第5段階	本人市民税非課税、世帯内に市民税課税者がいる場合で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円超	68,580円
第6段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円未満	77,495円
第7段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が100万円以上125万円未満	82,296円
第8段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が125万円以上200万円未満	92,583円
第9段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が200万円以上350万円未満	107,670円
第10段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が350万円以上500万円未満	123,101円
第11段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が500万円以上750万円未満	140,931円
第12段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が750万円以上1,000万円未満	154,990円
第13段階	本人市民税課税で本人の合計所得金額が1,000万円以上	162,191円

## (4) 保険料の賦課・徴収

区 分	保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収
第 1 号 被 保 険 者	(3)のとおり、所得段階別保険料を賦課し、老齢・退職・障害・遺族年金額が年18万円以上の人は原則として特別徴収し、それ以外の人は普通徴収する。
第 2 号 被 保 険 者	介護保険料としては徴収されず、医療保険者が医療保険の規定により徴収し、社会保険診療報酬支払基金に納付する。

## (5) 要介護・要支援認定

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

	件 数																								
新 規 申 請 者 数	4,314 人																								
認 定 者 数	(令和6年3月31日現在) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tbody> <tr><td>要支援1</td><td>2,872 人</td><td>14.8%</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>3,379 人</td><td>17.4%</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>2,977 人</td><td>15.3%</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>3,828 人</td><td>19.7%</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>2,901 人</td><td>14.9%</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>2,111 人</td><td>10.8%</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>1,385 人</td><td>7.1%</td></tr> <tr><td colspan="3" style="border-top: 1px solid black; text-align: center;">19,453 人</td></tr> </tbody> </table>	要支援1	2,872 人	14.8%	要支援2	3,379 人	17.4%	要介護1	2,977 人	15.3%	要介護2	3,828 人	19.7%	要介護3	2,901 人	14.9%	要介護4	2,111 人	10.8%	要介護5	1,385 人	7.1%	19,453 人		
要支援1	2,872 人	14.8%																							
要支援2	3,379 人	17.4%																							
要介護1	2,977 人	15.3%																							
要介護2	3,828 人	19.7%																							
要介護3	2,901 人	14.9%																							
要介護4	2,111 人	10.8%																							
要介護5	1,385 人	7.1%																							
19,453 人																									
審 査 会 開 催 数	517 回																								

(6) 介護保険で利用出来るサービス  
在宅サービス

区 分	要介護 1・2・3・4・5	要支援 1・2
訪 問 を 受 け て 利 用 す る	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導
通 所 し て 利 用 す る	通所介護 通所リハビリテーション	介護予防通所リハビリテーション

住環境を整える	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 住宅改修	介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売 介護予防住宅改修
短期入所する	短期入所生活介護 短期入所療養介護	介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護
その他	特定施設入居者生活介護	介護予防特定施設入居者生活介護

施設サービス

要介護 1・2・3・4・5
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (原則、要介護3以上) 介護老人保健施設 介護医療院 (※)

(※) 令和6年4月1日現在、大津市での実施事業所なし

地域密着型サービス

要介護 1・2・3・4・5	要支援 1・2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 (※) 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (原則、要介護3以上) (29人以下) 地域密着型特定施設入居者生活介護 (※) (29人以下) 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護	介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 介護予防認知症対応型共同生活介護(要支援2のみ)

(※) 令和6年4月1日現在、大津市での実施事業所なし

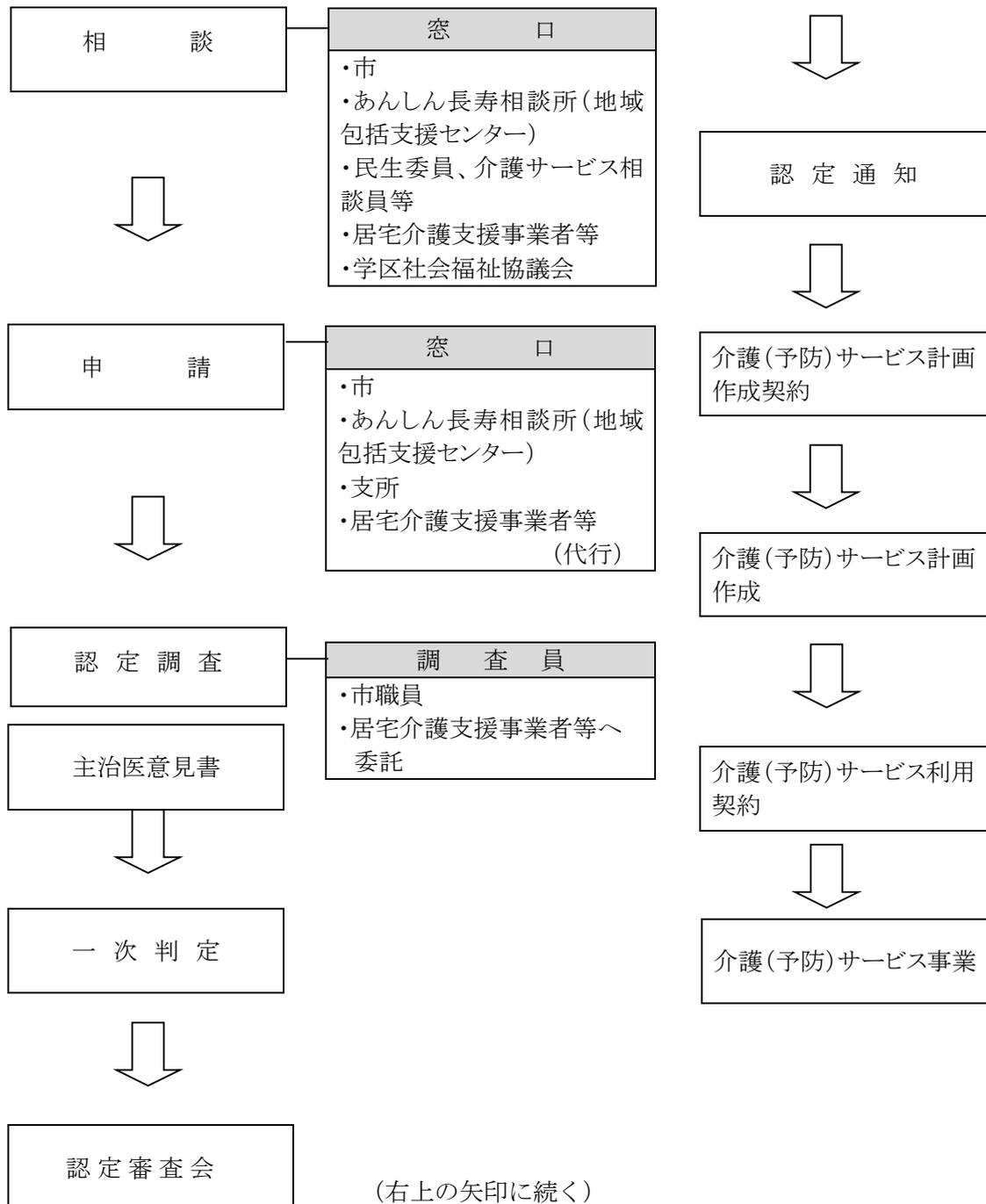
(7) 利用者負担と軽減措置

介護保険では、保険給付の対象となるサービスに要した費用の1割、2割又は3割が利用者負担となっている。ただし、介護（予防）サービス計画の作成等の居宅介護支援については利用者負担はない。

利用者負担に対する軽減措置は、次のとおり。

- (1) 災害時等における利用者負担の軽減
- (2) 高額介護(予防)サービス費の支給による利用者負担の軽減
- (3) 高額医療合算介護(予防)サービス費の支給による利用者負担の軽減
- (4) 特定入所者介護(予防)サービス費の支給による介護保険施設の食費及び居住費(滞在費)の負担の軽減
- (5) 障害者訪問介護等利用者負担の軽減
- (6) 社会福祉法人等利用者負担の軽減

(8) 相談から介護サービスまでの流れ



## (9) あんしん長寿相談所（地域包括支援センター）設置状況

(令和6年8月1日現在)

名称	所在地	担当地区	電話
小松あんしん長寿相談所 (小松地域包括支援センター)	南小松 90	小松・木戸	596-2260 596-2261
和邇あんしん長寿相談所 (和邇地域包括支援センター)	和邇高城 12	和邇・小野	594-2660 594-2727
堅田あんしん長寿相談所 (堅田地域包括支援センター)	本堅田三丁目 17-14	堅田・仰木・ 仰木の里・仰木の里東	574-1010 574-1080
真野あんしん長寿相談所 (真野地域包括支援センター)	真野四丁目 24-38	葛川・伊香立・真野・ 真野北	573-1521 573-1522
比叡あんしん長寿相談所 (比叡地域包括支援センター)	坂本七丁目 24-1 (平和堂坂本店3階)	雄琴・日吉台・坂本	578-6637 578-6692
比叡第二あんしん長寿相談所 (比叡第二地域包括支援センター)	下阪本六丁目 39-23	下阪本・唐崎	579-5290 579-5291
中あんしん長寿相談所 (中地域包括支援センター)	浜大津四丁目 1-1 (明日都浜大津 5 階)	藤尾・長等・逢坂・中央	528-2003 528-2006
中第二あんしん長寿相談所 (中第二地域包括支援センター)	南志賀一丁目 7-27	滋賀・山中比叡平	521-1471 521-1472
膳所あんしん長寿相談所 (膳所地域包括支援センター)	膳所二丁目 5-5	平野・膳所	522-8867 522-8882
晴嵐あんしん長寿相談所 (晴嵐地域包括支援センター)	粟津町 1-18	富士見・晴嵐	534-2661 534-2662
南あんしん長寿相談所 (南地域包括支援センター)	南郷一丁目 14-30	石山・南郷	533-1332 533-1352
南第二あんしん長寿相談所 (南第二地域包括支援センター)	稲津一丁目 17-12	大石・田上	546-6880 546-6881
瀬田あんしん長寿相談所 (瀬田地域包括支援センター)	大江三丁目 2-1	瀬田・瀬田南	545-3918 545-3931
瀬田第二あんしん長寿相談所 (瀬田第二地域包括支援センター)	大萱六丁目 4-16	瀬田北・瀬田東	545-5760 545-5762
青山あんしん長寿相談所 (青山地域包括支援センター)	松が丘七丁目 15-1	上田上・青山	549-3195 549-3196

